

理由

我が国経済をめぐる最近の国際情勢にかんがみ、国際的な申合せに基づく規制を実施するため、銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられる可能性のある貨物のエリトリアを仕向地とする輸出について、その貨物が銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある特定の場合に許可を要することとする必要があるからである。